

児童福祉施設（幼稚園⇒幼保連携型認定こども園）の整備計画 1

1. 整備概要

No	区 分		内 容
1	意見聴取の内容		横須賀幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行するにあたっての整備計画について（整備期間は令和 4～5 年度の 2 ヶ年）
2	施設の名 称		（仮称）幼保連携型認定こども園横須賀幼稚園（現 横須賀幼稚園）
3	所 在 地		（現園舎）横須賀市本町 3－9 （新園舎）横須賀市本町 2－11（未確定）
4	設 置 者		学校法人 御幸学園 理事長 鈴木 豊司
5	開 設 予 定 日		令和 6 年 4 月 1 日
6	整 備 の 概 要		①現在の幼稚園（私学助成）を幼保連携型認定こども園に移行するにあたり、現園舎は昭和 47 年に建築され、築約 50 年が経過し老朽化が進んでおり、また、必置である調理室もないこと等により、全面建替えすることとした。 ②仮設園舎は建築せず、同法人が令和 2 年に購入した現園舎の隣地に新園舎を建築する。 ③新園舎完成後、現園舎を解体し、その跡地を園庭の一部とする。 ④新園舎と現園舎跡の園庭との行き来については、連絡橋（渡り廊下）を設置して対応する。 ⑤連絡橋を設置する場所については、所有者である本市から借り受ける。 ⑥令和 6 年 4 月より幼保連携型認定こども園として開園する。
7	工 事 予 定期 間 （ 工 事 工 程 ）		①新園舎本体工事 : 令和 4 年 10 月 ～令和 5 年 9 月中旬 ②新園舎仮使用開始 : 令和 5 年 9 月中旬～令和 6 年 2 月末 ③既存園舎解体工事 : 令和 5 年 9 月中旬～令和 5 年 11 月末 ④連絡橋設置及び園庭整備工事 : 令和 5 年 12 月 ～令和 6 年 2 月中旬 ⑤新園舎使用開始 : 令和 6 年 3 月 ～
8	施設 の 概 要	敷 地 面 積	1257.7 m ² （自己所有地一部借地）
		建 築 面 積	309.45 m ²
		延べ床面積	997.47 m ²
		構 造 ・ 階 数	鉄筋コンクリート造 4 階建て（現園舎は 2 階建て及び 3 階建ての 2 棟）
9	令和 6 年度の定員		127 人 【現在の認可定員 150 人】 （参考）令和 4 年 3 月 1 日現在の実利用児童数 3 才 47 人、4 才 59 人、5 才 56 人の合計 162 人
10	令和 6 年度の 子どもの内 訳 及び 学 級 数		【1 号 102 人】満 3 才 12 人、3 才児 30 人、4 才 30 人、5 才 30 人 【2 号 18 人】3 才 6 人、4 才 6 人、5 才 6 人 【3 号 7 人】0 才 0 人、1 才 3 人、2 才 4 人 【学級数】6 学級【3 才児 2 学級、4 才児 2 学級、5 才児 2 学級】

11	令和6年度の職員	【配置基準上、保育教諭は常勤換算で9人以上】 園長1人、主幹保育教諭2人、保育教諭14人、事務員3人、運転手3人、学校医1人、学校歯科医1人、学校薬剤師1人【合計26人】 ※保育教諭は常勤換算後の人数 なお、調理は業者委託予定
12	設備等	保育室等8、遊戯室2、職員室兼保健室1、調理室1、職員休憩室3、便所9（園児用5・職員用4）、子育て支援相談室兼会議室1、調乳室1、沐浴室1、駐車場1台 等 【園庭】667.83 m²（必要園庭面積653.2 m²）
13	施設整備費	【総事業費】約530,000,000円（税込み） （内訳）工事費 約369,050,000円 解体工事費 約12,100,000円 園庭・外構工事 約42,350,000円 設計・監理料 約44,550,000円 その他 約61,950,000円 【補助予定額】約302,380,000円 （内訳）国庫補助金 約218,040,000円 市補助金 約84,340,000円 【自己資金】約227,620,000円（銀行からの借入予定あり）
14	資産の状況	総資産額約3億4700万円（令和3年3月31日現在）
15	その他	施設整備に係る庁内関係各課との協議においての課題等は特になし

設置者や現在運営している施設等の沿革	
（明治36.5）現在の汐入駅周辺に「横須賀幼稚園」として開園 （昭和4.9）京急開通工事のため、現在地に移転 （昭和19.4）太平洋戦争戦局悪化により一時閉園 （昭和21.4）太平洋戦争終戦により園再開 （昭和51.12）学校法人御幸学園に改組 （平成15.2）創立100周年	

2. 整備に係る補助について

（1）目的

教育・保育の充実や待機児童の解消を図るため、既存の認定こども園の充実や新たに認定こども園への移行を希望する幼稚園、保育所を支援するもの。

（2）対象者

市内の認定こども園に移行する幼稚園、保育所又は認定こども園の施設を整備する学校法人又は社会福祉法人。

（3）対象事業

国の保育所等整備交付金交付要綱及び認定こども園施設整備交付金交付要綱に規定する幼稚園、保育所、認定こども園に関する施設整備事業。

（4）補助額

本市が対象経費の実支出額の合計額と補助基準額を比較していずれか少ない方の額の4分の3を限度とした額を補助する。